

## 憲法に自衛隊を明記することの意味を考える

講演

学習院大学法科大学院教授

青井未帆さん

2017年 8月5日(土)  
14:30~16:30 (開場14:00)

神戸市立総合福祉センター  
(婦人会館内4階第5会議室)



### プロフィール

憲法学者、学習院大学法科大学院教授。国際基督教大学教養学部社会科学科卒業。東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了、博士課程単位取得満期退学。成城大学法学部准教授などを経て、2011年より現職。主な研究テーマは憲法上の権利の司法的救済、憲法9条論。共著に『憲法学の現代的論点』(有斐閣)、『論点 日本国憲法—憲法を学ぶための基礎知識』(東京法令出版)など。

- 参加協力費 500円
- 講演終了後、懇親会を予定しています

東京都議選で自民党が歴史的な大敗をしたにも拘わらず、予定通り秋の臨時国会までに憲法9条を含めた改正草案をまとめる（憲法審査会での議論を無視）としています。9条1項、2項はそのまま3項に「但し前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない」（日本会議）あるいは「前項の規定にかかわらず、自衛のために自衛隊を置くことができる（自民党衆院憲法審査会幹事古屋圭司議員）などの案が示されています。

自衛隊（の存在）を9条に明記することについては、自衛隊が憲法に違反するものでないかどうかで意見も異なると思われるかもしれませんが、安保関連法制により自衛隊は集団的自衛権の行使を認められたこととの関係もみておく必要があります。憲法に自衛隊を明記することの意味をしっかりと考えてみたいと思います。皆さん、ぜひご参加ください。



どなたでも参加できます！

参加申込書（7月28日までに下記連絡先まで）

- 講演に参加します       講演と懇親会に参加します

連絡先

氏名



主催：兵庫県弁護士9条の会

TEL078-361-9990 FAX078-361-9991

(2017.7.7)